

**Q6** 近所の空き地の雑草で困っています。また、近所に空き家があって、防犯上心配なのですが連絡先が分かりません。どうしたらよいでしょう。

市では、快適で住みよいまちづくりを目指し、「空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」及び「生活安全に関する条例」を制定しています。

本来はその所有者が責任を持って適正に管理すべきものですが、宅地化された状態の空き地に雑草が繁茂し放置されており、依頼人が何らかの理由で土地の所有者（管理者）に連絡が取ることができない場合には、市が土地の所有者に通知し、雑草の刈取りを依頼しています。

なお、土地の登記簿が山林、原野または農地（田・畑）となっている（現況が宅地として認められない）場合には通知できないことがあります。

空き家については、空き家の管理が著しく不適正で、建築物の倒壊や不審者の出入り等による犯罪発生の原因になるなど、地域生活の安全が脅かされる場合には、市が空き家の所有者に通知し、適正管理を依頼しています。

雑草については交通防災課に、空き家に関しては都市計画課にご相談ください。

**【問合せ先】**

交通防災課  
内線 371・372  
都市計画課  
内線 411・412

**Q7** 区内に交通量が多く、見通しも悪い交差点があります。子どもたちの通学路でもあるため、早急に信号機を設置してほしいのですが？

横断歩道や信号機の設置及びその他の交通規制（一時停止や大型車通行禁止など）については、茨城県公安委員会の所管となります。

設置を希望する場合は、区・自治会や小・中学校、PTA 等にご相談いただき、区・自治会長名または学校長名で要望書を作成し、設置場所がわかるもの（地図等）を添付のうえ、鹿嶋警察署（交通課）に提出してください。

また、市でも皆様からの要望を受けた際には、鹿嶋警察署を経由し県公安委員会に要望しております。

なお、信号機の設置については、所轄の警察署、県警本部が現地調査を行った上で必要性、緊急性を総合的に判断して県公安委員会へ上申し、公安委員会が決定するため、長期間かかる場合や設置に至らない場合があります。

【問合せ先】  
交通防災課  
内線 371・372